

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

3月4日発行  
vol.737

さんじゅうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

## 三条市からのお知らせ

# 東日本大震災 黙とう 及び献花

東日本大震災から15年を迎える3月11日(水)に、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の復興を願い、地震発生時刻の午後2時46分に合わせて黙とうを捧げ、献花を行います。



黙とう及び献花は、東日本大震災から15年を迎える今年を最後に終了とさせていただきます。

**22ページをご覧ください。**

## 目次

### ●「みなみそうまトピックス」から

- ・卒業おめでとう撮影会 ----- 2
- ・ソニーグループによる交通安全教室 ----- 2

### ●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 11
- 双葉町 ----- 16

### ●東京電力ホールディングス

- ・個人さまに対する請求書類「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について ----- 19

### ●全国健康保険協会(協会けんぽ)

- ・東日本大震災に係る全国健康保険協会の令和8年3月1日以降の対応について ----- 20

### ●NEXCO東日本

- ・常磐自動車道 上下線 浪江IC～南相馬IC夜間通行止めのお知らせ ----- 21

### ●三条市News

- ・東日本大震災 黙とう及び献花 ----- 22

3/1 日

## 卒業おめでとう撮影会

市では1日、県立高校の卒業式に合わせて「卒業おめでとう撮影会」を開催しました。卒業生が友人や家族とともに会場を訪れ、卒業証書を手をポーズを決めて記念写真を撮影しました。

この撮影会は、18歳巣立ち応援事業の一環として開催しています。



2/26 木

## ソニーグループによる交通安全教室

2月26日、原町第三小学校において、ソニーグループによる小学1年生を対象とした交通安全教室が開催されました。

ソニーグループでは、歩行者先進安全支援システムの研究開発を行っており、令和5年から本市で児童に見守り用のGPS端末を携帯させて測定した実証実験の結果を基にしたものです。

交通安全教室では、道路歩行の際の注意事項や、登下校中の「走る」「飛び出す」「ふらつき」「自転車での移動」といった比較的事故につながりやすい行動について地図を見ながら確認していました。





## 南相馬市からのお知らせ

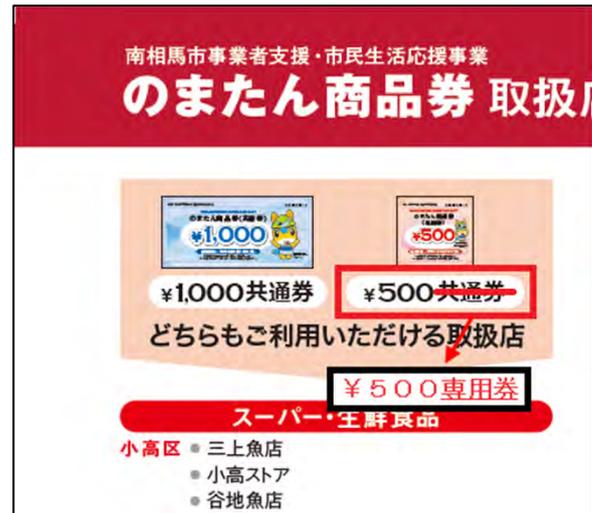
### 【R8事業者支援・市民生活応援事業】のまたん商品券

3月2日HP更新

#### 注意)のまたん商品券利用ガイドの誤りについて

商品券に同封して送付したのまたん商品券利用ガイドについて、下記の通り誤りがありました。

中面左上のイラスト付き説明が「500円共通券」となっていますが、正しくは「500円**専用券**」です。訂正してお詫びいたします。



#### のまたん商品券をお配りします

南相馬市消費喚起応援事業実行委員会では、国の重点支援地方交付金を基にした市の補助金を活用し、市民の皆さんに市内取扱店舗で利用できる「のまたん商品券」1人当たり5,000円分をお届けいたします。

物価高騰対策による家計支援と、地元消費の拡大による地域経済の活性化のため、市内の取扱店でご利用ください。

取扱店の一覧は、商品券と一緒に届くのまたん商品券利用ガイド、および5ページ「取扱店について」をご確認ください。

#### 商品券の配布について

##### ■ 配布対象

令和8年1月15日現在で、南相馬市に住民登録している方(54,760人)

なお、次の要件のいずれかに該当する方に対しては、お1人につき5,000円分の商品券を追加でお届けします。1人当たり最大1万円分の商品券の配布になります。

##### 【要件】

- 世帯員全員が住民税非課税または均等割のみ課税の世帯に属する方
- 児童手当支給対象児童

次ページへ続きます

## ■ 配布方法

商品券は世帯ごとにまとめて、ゆうパックで配送します。

## ■ 配布予定期間

3月上旬～3月中旬

**注意** 配送の状況により、配達日が前後する場合がありますので、ご了承ください。

## のまたん商品券の利用期間

3月15日(日)～6月15日(月)

## 商品券の種類と金額について

お送りする商品券には、「**専用券**」と「**共通券**」の2種類があり、利用できる参加店が異なります。

- **専用券**(1枚500円)・・・取扱店の内、中小店でのみお使いいただけます。



- **共通券**(1枚1,000円)・・・すべての取扱店でお使いいただけます。



商品券は、共通券2枚、専用券6枚、合計5,000円分が1枚のシート状になっているものをお届けします。ご利用になる際は、1枚ごとに切り離してお使いください。

- お届けするシートのサンプル



次ページへ続きます 

## 取扱店について

取扱店は中小店と大型店に分けられ、利用できる商品券が異なります。

### ■ 中小店(令和8年2月10日時点)

**専用券**と**共通券**が利用できます。

#### ▶ のまたん商品券取扱店一覧(中小店) [PDF]

[https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/23/list\\_080210\\_tyuusyou.pdf](https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/23/list_080210_tyuusyou.pdf)



### ■ 大型店(令和8年2月10日時点)

**共通券**のみ利用できます。

#### ▶ のまたん商品券取扱店一覧(大型店) [PDF]

[https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/23/list\\_080210\\_oogata\\_r2.pdf](https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/23/list_080210_oogata_r2.pdf)



### ■ 全参加店一覧(のまたん商品券利用ガイド)(令和8年2月10日時点)

#### ▶ のまたん商品券利用ガイド(取扱店一覧) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/23/guide.pdf>



## ご利用の際の注意

- 商品券の利用期限は令和8年6月15日(月)です。利用期限を過ぎた商品券は無効となります。
- 利用期限の前後にかかわらず、商品券はいかなる理由があっても換金はいたしません。
- 商品券は、事前に登録された取扱店でのみ利用できます。
- この商品券は券の種類(専用券または共通券)によって利用できる取扱店が異なります。詳しくは実行委員会などで配布するチラシや市のホームページでご確認ください。
- 商品券の額面に満たない金額でのご利用はできません。またおつりは出ません。
- 商品の代金が商品券の額面を超える場合、差額の支払いについては、取扱店の決済手段をご確認の上、お支払いください。
- 商品券の盗難、紛失、滅失、汚損について、本商品券の発行者はその責を負いません。
- この商品券のネットオークションなどでの転売を禁止します。
- 裏面に取扱店名が記入済みのものは利用できません。

次ページへ続きます 

- 取扱店であっても、次に掲げる物品、サービスなどの購入は、商品券の利用対象とはなりません。
  - ① 国や地方公共団体への支払いならびに公共料金(電気・ガス・水道等)の支払い
  - ② 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高い物の購入
  - ③ たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
  - ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
  - ⑤ 土地、家屋購入、家賃・地代、駐車料などの不動産に係る支払い
  - ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
  - ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
  - ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
  - ⑨ その他、実行委員会が特に指定するもの

### 本事業に関する市の問い合わせ窓口

商工観光部 商工労政課 商業振興係

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27(北庁舎1階)

TEL 0244-24-5264

### 実行委員会事務局

- 鹿島商工会  
所在地 〒979-2335 南相馬市鹿島区鹿島字町39
- 小高商工会  
所在地 〒979-2124 南相馬市小高区本町1-44
- 原町商工会議所  
所在地 〒975-0006 南相馬市原町区橋本町1-35

問い合わせ

商工観光部 商工労政課 商業振興係

TEL 0244-24-5264

## 東日本大震災による被災者に係る国民健康保険の一部負担金の免除期間について

2月2日HP更新

東日本大震災による被災者に係る一部負担金の免除期間については、下記のとおりです。医療機関を利用するときには忘れずにマイナ保険証、資格確認書などと免除証明書を提示してください。

対象区分(世帯主で判定)	有効期限
(1) 避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	<b>令和9年2月28日まで</b>
(2) 平成28年から令和7年3月31日の間に避難指示が解除された旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧特定復興再生拠点区域の方	<b>令和8年7月31日まで</b> ◆令和8年3月1日から令和8年7月31日までの免除については、同じ世帯の国保加入者全員の <b>令和6年中の所得</b> の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(3) 平成27年までに避難指示が解除された地域の方	<b>令和8年3月31日まで(免除終了)</b> ◆(3)に該当する方は、令和8年3月31日で免除措置終了となります。詳しくは次ページ「東日本大震災に係る国民健康保険税および一部負担金の減免措置の見直しについて」をご覧ください。 ◆令和7年8月1日から令和8年3月31日までの免除については、同じ世帯の国保加入者全員の <b>令和6年中の所得</b> の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。

- 世帯内の国民健康保険加入者の増加や世帯主の変更、所得の変更によって、一部負担金等の免除措置の対象から外れる場合があります。
- 表内の(2)(3)に該当する方で、国民健康保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。
- 次の自己負担額の免除は、「平成24年2月29日まで」で終了しています。
  - 入院時の食事療養と、生活療養に係る標準負担額の免除
  - 柔道整復師や、あん摩、マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師による施術など

次ページへ続きます 

- 次の対象区分の方への免除は、「令和7年3月31日まで」で終了しています。
  - ・ 平成26年までに避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域および旧特定避難勧奨地点の方
  - ・ 震災による住宅の全半壊などの、被災以外の理由で免除されていた方

詳細は、下記「東日本大震災に係る国民健康保険税および一部負担金の減免措置の見直しについて」をご覧ください。

### お手元の資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルなどをご確認ください

前ページ記載の一部負担金免除期間が延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入されている方のみです。

勤務先の健康保険に加入されている方は、勤務先の保険担当の方か、お手元の資格確認書などに記載されている健康保険組合などにお問い合わせください。

他市区町村の国民健康保険に加入されている方は、お手元の資格確認書などに記載されている市区町村にお問い合わせください。

#### ▶ マイナポータルから確認する方法について(マイナポータル)

<https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html>



問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

## 東日本大震災に係る国民健康保険税および一部負担金の減免措置の見直しについて【再掲載】

令和6年6月4日HP更新

原子力災害被災地域等における国民健康保険税・一部負担金等減免措置については、復興庁および厚生労働省において、「被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」とされておりましたが、令和5年度以降、下記のとおり段階的に減免措置が縮小されることが決定されました。

次ページへ続きます 

## 平成26年までに解除された地域・震災による住宅の全半壊等

- 平成26年までに解除された地域  
南相馬市では20キロメートル～30キロメートル圏内  
(旧緊急時避難準備区域・旧特定避難勧奨地点)
- 震災による住宅の全半壊等

年度	保険税	一部負担金
令和4年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和5年度	2分の1減免 <b>注意</b>	全額減免または全額免除
令和6年度	特例終了	全額減免または全額免除
令和7年度	特例終了	特例終了

**注意** 半壊・大規模半壊の方は4分の1減免

## 平成27年までに解除された地域

年度	保険税	一部負担金
令和4年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和5年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和6年度	2分の1減免	全額減免または全額免除
令和7年度	特例終了	全額減免または全額免除
令和8年度	特例終了	特例終了

## 平成28年までに解除された地域

- 平成28年までに解除された地域  
南相馬市では20キロメートル圏内  
(旧避難指示解除準備区域・旧居住制限区域)

年度	保険税	一部負担金
令和4年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和5年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和6年度	全額減免または全額免除	全額減免または全額免除
令和7年度	2分の1減免	全額減免または全額免除
令和8年度	特例終了	全額減免または全額免除
令和9年度	特例終了	特例終了

(以下、省略)

## コンビニ交付サービス一時停止のお知らせ

2月20日HP更新

市では、システムの更新に伴い、マイナンバーカードを使った証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。

お急ぎの場合は市役所・各区役所窓口もしくは郵便で取得してください。

停止するサービス	停止期間
①住民票の写し ②印鑑登録証明書 ③所得・課税証明書	3月6日(金)午後11時～3月19日(木)午前6時30分
④戸籍の附票の写し ⑤戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ⑥戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) 戸籍の利用登録申請	3月6日(金)午後6時～3月19日(木)午前6時30分

問い合わせ

市民生活部 市民課 窓口サービス係

TEL 0244-24-5235



みなみそうまチャンネル

電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663<http://www.minamisoma.tv/channel/>

または YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/tKnP0CS1cJo>

## 今週の番組

番組内容 [2/27～3/6]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
- 01分～ 市民課窓口受付時間の変更(短縮) 試行運用実施について
- 03分～ 生涯学習チャンネル ひな祭りの家庭料理「おし寿司」の作り方
- 22分～ 博物館通信vol.39
- 37分～ 市民課窓口受付時間の変更(短縮) 試行運用実施について
- 39分～ Minamisoma Weekly 「令和8年度 市民健(検)診のご案内」
- 43分～ 外国人による日本語発表会&やさしい日本語講話
- 45分～ 南相馬見聞録 多珂神社
- 52分～ 四季百景 ～白に彩られる南相馬～
- 55分～ minamisoma5.0 産業集積のまち
- 58分～ #みんなの南相馬ポスト/3月休日当番医/YOUTUBE配信



みゆーまくん



## 浪江町からのお知らせ

### 令和7年度浪江町東日本大震災追悼式について

3月1日HP更新

平成23年3月11日、午後2時46分に発生した震度6強の地震および沿岸部を襲った大津波により、浪江町内での死者・行方不明者が180余名にのぼり、600棟以上の家屋などが流失するなどの甚大な被害を受けました。

お亡くなりになった方々のご冥福と行方不明者の方々が一日も早くご家族の元へお帰りになることをお祈りし、追悼式を開催します。

#### とき

3月11日(水)

- 追悼式 午後2時45分～3時30分（受付 午後2時～）

#### ところ

如水典礼さくらホール（浪江町大字高瀬字原田2番地）

#### その他

- 体調が悪い方はご出席をお控えいただくようお願いいたします。
- 参列はご遺族と来賓のみとし、一般の参列はご遠慮させていただきます。
- 駐車場には限りがありますので、お車でお越しになられる方は事前にお問い合わせください。

問い合わせ

介護福祉課 福祉係

TEL 0240-34-0238



昨年の追悼式

## 医療費一部負担金等の免除延長のお知らせ

2月25日HP更新

## 国民健康保険および後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の 免除期間が令和8年7月31日まで延長されます

- 国民健康保険の免除証明書 …………… オレンジ色のカード型
- 後期高齢者医療保険の免除証明書 …… オレンジ色のA4サイズ

令和8年3月1日以降に医療機関を受診する場合は、マイナ保険証または資格確認書と一緒に提示してください。

### 対象者および免除期間

免除対象者	免除期間
避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	令和8年3月1日から令和8年7月31日
旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点の方(平成27年以前に解除された地域を除きます。)	令和8年3月1日から令和8年7月31日 <b>(国民健康保険)</b> 同じ世帯の国民健康保険加入者全員の令和6年中の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は <b>免除対象外</b> となります。 <b>(※1)</b> <b>(後期高齢者医療保険)</b> 同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者全員の令和6年中の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は <b>免除対象外</b> となります。

**(※1)** 世帯内に未申告者がいる場合、所得確認ができないため、**免除対象外**となります。ただし、**公的年金、給与支払報告書が提出されていて、その他に所得のない方は申告の必要はありません**。詳しくは、広報なみえ2月号の8ページの「税の申告受付始まります」をご覧ください。

- 免除期間内であっても、世帯内の被保険者の増加や減少、世帯主の変更、所得の変更などにより、免除対象や免除対象外となる場合があります。
- 震災後に浪江町に転入された方で、他市町村で免除を受けていた場合は、浪江町でも免除の対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

#### 【注意事項】

国民健康保険および後期高齢者医療保険**以外**の健康保険に加入している方の一部負担金免除の申請等に関しては、勤務先の健康保険担当者、または現在お持ちのマイナ保険証または資格確認書の保険者にお問い合わせください。

次ページへ続きます 



## 地域おこし協力隊が、東日本大震災の記憶と教訓を伝える動画をつくりました

間もなく、東日本大震災から15年の節目を迎えます。動画「東日本大震災の記憶と教訓をわすれないためのつながり」を、浪江町地域おこし協力隊の宇田川雄さんが作成しました。動画は、震災を体験していない世代や、当時幼かった世代に向けて発信することを目的としています。

町民の皆さんにも、ぜひご視聴いただければと思います。

### ▶ 動画「東日本大震災の記憶と教訓をわすれないためのつながり」

<https://youtu.be/F0eyTbVhwSM>



★浪江町地域おこし協力隊の紹介ページはこちらをご覧ください。

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/2/34299.html>



問い合わせ

企画財政課 移住推進係

TEL 0240-23-5764

## 町弁護士による法律相談会を出張所で開催します【福島・いわき・二本松】

3月1日HP更新

町の弁護士が法律問題について、相談に応じます。  
各出張所にて開催しておりますので、お気軽にご参加ください。

## 開催日時・場所

相談を希望される方は、窓口にお声掛けください。

■時間 午後1時～4時

■開催日

月	福島出張所	いわき出張所	二本松出張所
3月	4日(水)	10日(火) 24日(火)	17日(火)
4月	1日(水)	7日(火) 21日(火)	14日(火)

- ※ 予約不要ですが、1組ずつの相談となりますので、お待たせすることがあります。
- ※ 対応する弁護士は町の職員であるため、裁判などの代理人になることはできません。  
代理が必要な案件の場合は、弁護士会をご紹介することとなります。

## 各出張所の住所および電話番号

	住所	電話番号
福島出張所	〒960-8141 福島市渡利字舟場2-1	024-529-7451
いわき出張所	〒970-8025 いわき市平南白土一丁目5-12	0246-24-0020
二本松出張所	〒964-0875 二本松市槻木253-8	0243-62-0123

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260



## 双葉町からのお知らせ

## 駅西住宅入居者募集(随時)のお知らせ

2月26日HP更新

双葉町では、町に帰還される方や町への移住・転入を希望される方のために、町内に「駅西住宅」の整備をいたしました。定期募集(5月、7月、9月、11月)で入居がなかった住宅について、随時受け付けをしています。入居を希望される方は、募集のお知らせを確認のうえ申込書を提出してください。

## 募集住宅

## ●南エリア

住戸名	住戸区分	募集戸数	住戸番号	ペット飼養
再生賃貸住宅	タウンハウス3DK	2	E-8、F-6	不可

※ 住宅の詳細な位置、入居要件や家賃などについては、入居者募集のお知らせでご確認ください。

## ▶ 駅西住宅入居者募集のお知らせ [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17232/A01.pdf>



## 申込方法

「**駅西住宅申込書**」に必要事項を記入し、郵送、持参、メールのいずれかで総務課まで提出してください。

## ▶ 駅西住宅申込書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17232/A02.docx>



## ▶ 駅西住宅申込書(記入例) [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/17232/A03.pdf>



## ●「駅西住宅申込書」の提出先

- ① 郵送の場合…………… 〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4  
双葉町役場 総務課 宛
- ② メールの場合…………… [soumu@town.futaba.fukushima.jp](mailto:soumu@town.futaba.fukushima.jp)
- ③ 持参…………… 双葉町役場 総務課窓口(受付時間 午前8時30分～午後5時15分)

次ページへ続きます

## 申込期限

3月31日(火)

※郵送の場合は、期限日までに必着。メールおよび持参の場合は、期限日の午後5時15分まで。

## 抽選について

申込先の住戸が競合した場合は抽選となります。抽選番号、抽選日時については該当する方に後日お知らせします。

抽選会後に同じ住戸区分の空き住戸があれば、当選できなかった方に優先的にご案内します。抽選とならなかった方には、資格審査に関する書類を後日送付します。

## 申し込みから入居までのスケジュール

### 申し込み



申込書受理

### 抽選会

(申込住戸が競合した場合)



抽選会の案内・実施

(当選された方)



### 資格審査

審査に必要な書類のご案内をしますので、提出してください。



審査期間 約2週間

(審査に合格した場合)



### 入居予定者決定通知

入居予定者決定通知ほか発送

- 入居手続と住まい方などに関する説明資料をお送りしますので、内容をご確認のうえ、必要書類を期日までに提出してください。
- 敷金として、月額家賃の3カ月分を納入してください。
- 連帯保証人を1人確保してください。
- 内覧希望者は入居予定者決定後から、入居予定の住戸内を見学できます。

(平日午前8時30分～午後5時、要予約、土日祝日不可)

次ページへ続きます 



約2週間後

**入居説明会**

- 入居説明会では、入居に関する重要事項を説明しますので、必ず参加してください。
- 説明会後に入居許可書と鍵をお渡しします。説明会を受けずに鍵をお渡しすることはできません。

**入居**

入居許可日から20日以内に入居してください。

**※ 双葉町(駅西住宅)に住民票を異動していただきます。****問い合わせ**

総務課

TEL 0240-33-0124

**医療費一部負担金等免除証明書について**

2月27日HP更新

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入の方に、有効期限が令和8年3月1日から令和8年7月31日までの「一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)」を2月26日に発送しました。

令和8年3月1日以降に医療機関を受診する際には、今回送付の「免除証明書」を資格確認書またはマイナ保険証と一緒に医療機関の窓口に提示してください。

**問い合わせ**

健康福祉課

TEL 0240-33-0131

# 個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について

2月25日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ・ご請求対象期間：2025年12月1日から2026年2月28日まで（原則3カ月単位）
- ・ご請求受付開始：2026年3月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害によって就労不能損害を被られている方につきましても、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

**問い合わせ**

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >  
福島原子力補償相談室（コールセンター）

 0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

# 東日本大震災に係る全国健康保険協会の 令和8年3月1日以降の対応について

協会けんぽおよび船員保険の加入者のうち、福島第一原発の事故に伴う警戒区域等の被災者にかかる、令和8年3月1日以降の医療機関における窓口での一部負担金(※1)の免除措置につきましては、次の区分に応じて取り扱うこととなりました。

令和8年3月以降も医療機関等における窓口での一部負担金の免除措置の継続となる方には、更新した免除証明書を令和8年2月末にお送りしています。お手元に届かない場合は、お手数ですが都道府県の協会けんぽ支部までお問い合わせください。

なお、一部負担金免除措置につきましては、令和7年度から避難指示区域等(※2)の指定が解除された区域ごとに段階的に終了しています。

対象区分	有効期限
ア) 平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された区域の上位所得層(※3)に該当しない方	令和8年3月31日
イ) 避難指示区域等の指定が解除されない区域の方	令和9年2月28日
ウ) 次の区域等の方であって、上位所得層に該当しない方(上記アに該当する方を除く)(※4) ・令和7年度までに避難指示区域等の指定が解除された区域の方	

- (※1) 被保険者とその被扶養者が保険医療機関・保険薬局および指定訪問看護事業者で受けた療養に係る一部負担金をいいます。
- (※2) 避難指示区域等とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)の4つの区域等をいい、いずれも、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定復興再生拠点区域等に再編された場合を含みます。
- (※3) 上位所得層とは、事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額が、53万円以上の被保険者をいいます。
- (※4) 上位所得層から一般所得層(標準報酬月額50万円以下)に所得区分の改定が行われた場合は、改めて免除申請をしていただくことで所得区分の改定された月から免除措置の対象となり、一部負担金が免除されます。

問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 新潟支部

TEL 025-242-0260



# E6 常磐自動車道 上下線 浪江IC～南相馬IC 夜間通行止めのお知らせ

2月27日

NEXCO東日本 いわき管理事務所(福島県いわき市)では、**E6** 常磐自動車道(以下「常磐道」) 上下線 浪江ICから南相馬ICにて舗装補修工事等を行うため、夜間通行止めを実施します。

お客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、お出かけの際には時間にゆとりを持っていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

## ■通行止め区間

常磐道 上下線 浪江IC～南相馬IC



## ■日時

実施日: 3月31日(火)～4月15日(水) 各日夜20時～翌朝5時 土日を除く

予備日: 4月16日(木)～4月22日(水) 各日夜20時～翌朝5時 土日を除く

※荒天時は、予備日に順延します。

※工事実施判断は、X(旧Twitter)などでお知らせします。



問い合わせ

NEXCO東日本 お客さまセンター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

# 東日本大震災 黙とう<sup>とう</sup>及び献花

東日本大震災から15年を迎える3月11日(水)に、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の復興を願い、地震発生時刻の午後2時46分に合わせて黙とうを捧げ、献花を行います。

- 献花式に参列希望の方は、開始時刻の午後2時45分までに会場にお越しください。
- 献花用のお花は会場にてご用意いたします。

- とき **3月11日** **水** 午後2時45分～3時
- ところ **総合福祉センター** 1階ロビー
- 主催 三条市
- 参加予定者 市内の避難者、三条市民ほか

※終了後も、当日は総合福祉センター開館時間内でどなたでも献花を行っていただけます。

- 総合福祉センター開館時間：午前9時～午後10時

**黙とう及び献花は、東日本大震災から15年を迎える今年を最後に終了とさせていただきます。**



## 避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった  
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

**連絡先** 三条市 福祉課 福祉・公営住宅係  
TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2026.3.4現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	2	4
合計	21	48

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511